

(目的)

第1条 この告示は、高齢者が使用する自動車の急発進防止装置の設置に要する経費に対し、予算の範囲内で伊方町自動車急発進防止装置設置費補助金(以下「補助金」という。)を交付するために必要な事項を定め、もって高齢者のアクセルとブレーキの踏み間違いによる交通事故の防止及び事故時の被害軽減に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 急発進防止装置 後付けのペダル踏み間違い急発進等を抑制する機能を有する装置のうち、国土交通省のサポカー補助金に関する審査委員会において認定された装置をいう(先行個別認定を受けたものを含む)。
- (2) 自動車 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条に規定する自動車(自動二輪車を除く。)であって次のいずれにも該当するものとする。
 - ア 急発進防止装置を設置することが可能であること。
 - イ 自動車検査証の自家用・業務用の別の欄に自家用と記載されたものであること。
 - ウ 申請者が使用する自動車であって、自動車検査証の所有者の氏名又は名称の欄又は使用者の氏名又は名称の欄に記載されている氏名が、申請者のものであること。ただし、これらの氏名が同一でない場合においては、自動車検査証に記載されている所有者の住所又は使用者の住所が申請者の住所と同一であること。
- (3) 認定取扱事業者 急発進防止装置の販売及び設置を行うことができる者のうち、国の安全運転サポート車普及促進事業費補助金(以下「サポカー補助金」という。)における急発進防止装置の取扱事業者として認定された者
- (4) 自動車販売業者等 自動車を販売及び整備することを生業としている者

(交付要件)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件をいずれも備えた者とする。

- (1) 町内に居住し、かつ、町の住民基本台帳に記録されている者のうち、当該年度内に満65歳以上となる者
- (2) 都道府県公安委員会が交付する有効な運転免許証を保有している者
- (3) 町税等の滞納がない者
- (4) 転売を目的として急発進防止装置を設置する者でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、認定取扱事業者に発注(自動車販売業者等を経由する場合を含む。)して実施する急発進防止装置の購入及び設置に要する費用(消費税及び地方消費税相当分を含む。設置に併せて行う自動車の故障個所の修理又は改良若しくは改造に係る費用を除く。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、国その他の関係機関による補助金の交付を受けることが可能な場合は、前項に規定する費用から当該補助金相当分を控除した額を補助対象経費とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に10分の9を乗じて得た金額とし、8万円を限度とする。

2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

3 補助金の交付は、自動車1台につき1回までとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、自動車急発進防止装置設置費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し
- (2) 認定取扱事業者が設置したことを証明する書類
- (3) 国の認定を受けた急発進防止装置であることが確認できる書類の写し
- (4) 自動車運転免許証の写し
- (5) 自動車検査証の写し
- (6) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第7条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、自動車急発進防止装置設置費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助金の交付決定額を申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の審査の結果、申請内容が適当と認められないときは、自動車急発進防止装置設置費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定通知を受けた申請者は、速やかに自動車急発進防止装置設置費補助金交付請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書を受領したときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 次条の規定に違反したとき
- (3) その他この告示の規定に違反したとき

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、既に交付した補助金がある場合は、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(財産の管理及び処分の制限)

第10条 補助金の交付を受けて設置した急発進防止装置は、適正に管理するとともに、補助金の交付を受けた日から起算して1年間は、補助金交付の目的に反して譲り渡し、貸し付け、売却又は廃棄等の処分をしてはならない。ただし、やむを得ない事情があるとして町長が認める場合は、この限りでない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年6月26日から施行する。

附 則(令和3年3月25日告示第22号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年10月1日告示第93号)

この告示は、令和3年10月1日から施行する。

附 則(令和4年3月28日告示第29号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

伊方町長 様

住 所 伊方町
氏 名
電話番号



自動車急発進防止装置設置費補助金交付申請書兼実績報告書

伊方町自動車急発進防止装置設置費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

この申請にあたり、私の住所及び町税等の納付状況を町長が公簿等により確認することについて同意します。また、急発進防止装置設置後に発生した事故や車両の故障等について町が一切の責任を負わないことに同意します。

補 助 申 請 額	円
購入及び設置に要する経費	円
対象車両	メーカー及び車名
	車 台 番 号
装 置 の 種 類 等	
取 付 業 者	
他の補助制度による補助金の有無	予定 無・有 (円)
添 付 書 類	(1)領収書の写し (2)認定取扱事業者が設置したことを証明する書類 (3)国土交通省の認定を受けた急発進防止装置であることが確認できる書類の写し (4)運転免許証の写し (5)自動車検査証の写し (6)その他

様式第2号(第7条関係)

様式第2号(第7条関係)

第 号
年 月 日

自動車急発進防止装置設置費補助金交付決定通知書

様

伊方町長

印

年 月 日付で交付の申請のあった伊方町自動車急発進防止装置設置費補助金について、下記のとおり決定したので、伊方町自動車急発進防止装置設置費補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

交 付 金 額	円
---------	---

(交付の条件等)

- 1 伊方町自動車急発進防止装置設置費補助金交付要綱第9条の規定により、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた場合又は同要綱に違反する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部を返還していただきます。
- 2 伊方町自動車急発進防止装置設置費補助金交付要綱第10条の規定により、補助金の交付を受けて設置した急発進防止装置は、適正に管理するとともに、補助金の交付を受けた日から起算して1年間は、補助金交付の目的に反して譲り渡し、貸し付け、売却又は廃棄等の処分はできません。

様式第3号(第7条関係)

様式第3号(第7条関係)

第 号
年 月 日

自動車急発進防止装置設置費補助金不交付決定通知書

様

伊方町長



年 月 日付で交付の申請のあった伊方町自動車急発進防止装置設置費補助金について、伊方町自動車急発進防止装置設置費補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき内容を審査した結果、補助金を交付しないことと決定したので通知します。

補助金を交付しない理由

様式第4号(第8条関係)

様式第4号(第8条関係)

自動車急進防止装置設置費補助金交付請求書

年 月 日

伊方町長 様

住 所 伊方町
氏 名
電話番号



年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知を受けた伊方町自動車急進防止装置設置費補助金について、伊方町自動車急進防止装置設置費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助金の請求額		円					
振込先	金融機関名及び支店名	銀行・農協・金庫 本店・支店					
	金融機関及び支店番号						
	フリガナ口座名義人						
	預金種別	1 普通預金		2 当座預金			
	口座番号						